かいりゅうば

Vol.171
令和8年3月26日発行
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台南部流域治水出張所
岩沼市館下一丁目2－9
TEL 0223-22-2801

今年度の S5ヘッドランド整備工事が完了しました

山元海岸の中浜工区において、10月からヘッド北側の延伸を進めていた「仙台湾南部海岸S5HL整備工事」が完了しました。

本工事をはじめとした海岸事業においては、地域の皆様および関係機関の皆様に、ご理解とご協力をいただきましたこと、心より感謝申しあげます。引き続き、安全第一で工事を進めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。



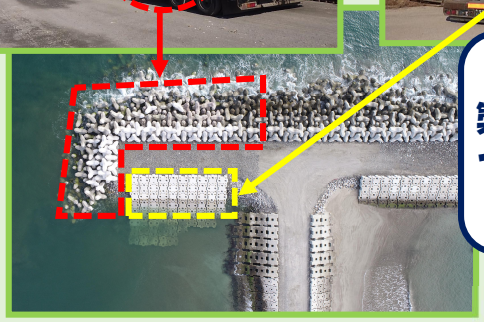
今年度着工前
(R7.10月時点)

20t消波ブロック



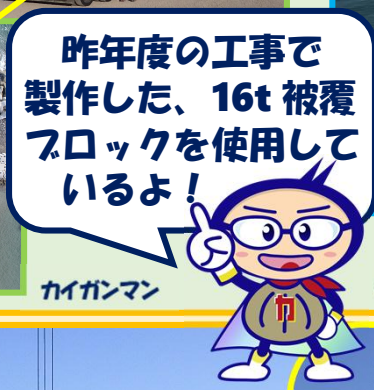
16t被覆ブロック







R7年度完了
(R8.3月末完了時)



ヘッドランド施工状況



▲被覆ブロック据付の様子



▲消波ブロック据付の様子

ヘッドランドブロック製作工事が完了しました

今年度の







山元海岸のヘッドランド整備工事で使用する消波ブロックおよび、被覆ブロックを製作していた、「仙台湾南部海岸ヘッドランドブロック製作工事」が完了しました。

この工事に伴う資材やブロックの運搬につきまして、ご理解とご協力をいただきましたことに心より感謝申しあげます。引き続き安全第一で工事を進めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。



不法投棄は犯罪です！！



※ 不法投棄は5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金!!

※ 法人は併せて三億円以下の罰金刑が科されます!!

当出張所では毎週、山元海岸（笠野・中浜工区）と、岩沼海岸（蒲崎工区）の海岸パトロールを実施しております。

人為的にごみを捨てる行為は禁止されており、海岸法では処罰の対象となる場合があります。

海岸を利用する際はルールを守り、美しく安全な海岸を目指し、大切に守っていきましょう。



▲ R8.1.5
山元海岸（笠野工区）



▲R8.1.5
山元海岸（中浜工区）



▲R8.2.9
山元海岸（笠野工区）

海岸法では、海岸を汚損する行為として不法投棄を禁止しています。

＜ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律＞
廃棄物処理法（第16条）

「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」